

中華人民共和国

ソフトウェア輸出管理及び統計弁法

(外経貿技発第[2001]604号)

《ソフト産業と集積回路産業の発展を奨励する若干の政策を印刷・公布することに関する国務院の通知》(国発[2000]18号)を実行するため、ソフト製品の取引の特徴及び《中華人民共和国対外貿易法》に基づき、対外貿易経済合策部など五部門は共同で《ソフト輸出管理及び統計弁法》(以下は《弁法》を略称する)を制定した。《弁法》の趣旨は、国家関係管理部門間のソフト輸出協調管理体制を構築し、ソフト輸出企業のために便利なサービスを提供し、国家によるソフト輸出業の奨励政策を実施し、同時にソフト輸出の統計と分析を行なうことにある。ここに《ソフト輸出管理及び統計弁法》を發布し、發布の日から実施する。

対外貿易経済合作部、科学技術部、情報産業部、国家統計局、国家外貨管理局

2001年10月25日

第一条 国家のソフトウェア輸出への各種奨励政策を実行し、ソフトウェア輸出管理を強化するため、《中華人民共和国対外貿易法》及びその他の関係規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法は、《中華人民共和国対外貿易法》に基づき外経貿経営活動に従事する法人及びその他の組織、通関又はインターネット伝送方式を使って海外にソフト製品を輸出、ソフト技術を譲渡、及び関係するサービスを提供する場合に適用する。詳細は下記条項を含める。

- (一) ソフト技術の譲渡又は許可；
- (二) 顧客にコンピューターソフト、情報システム又は設備の中に組み込んだソフトウェア又はコンピューター情報システム集積、サービス応用などの技術を提供するときコンピューターソフトウェアを提供する場合；
- (三) 情報データに関するサービス取引。データの開発、蓄え及びインターネット網の時間序列、データの処理、製表及び時間(即ち時の経過を数える単位：時間)に基づいて計算したデータ処理サービス、人の代わりに連続的に関係する設備を管理し、ハードコンサルティング、ソフトウェア取り付け、顧客の要求に従って、プログラムシステムの設計、開発及び編制し、コンピューター及び付属品の保護と修繕及び

その他のソフトウェアの加工サービスなどを含む。

(四) 設備の輸出に伴うその他の形式のソフトウェアの輸出。

第三条 業界主管部門の認定を受けたソフトウェア企業は、登録資本が 100 万元に達した場合、自営輸出の経営資格を享有する。但し、属地原則に基づいて各省、自治区、直轄市及び計画単列市における外経貿庁（委、局）に行き登録しなければならない。ソフトウェア企業の認定は、情報産業部、教育部、科学技術部及び国家税務総局の『《ソフトウェア企業認定標準及び管理弁法》（執行）の通知の印刷発布について』に基づいて執行する。

第四条 政府部門間の業務協調を強め、ソフトウェアの輸出への有効管理を実現するため、外経貿部、科学技術部、情報産業部、国家統計局、国家外貨管理局及び指定外貨銀行によって共同で“ソフトウェア輸出契約登記管理センター”を設立した。

URLはWWW.SCRCENTRE.GOV.CN である。

第五条 ソフトウェア契約は正式に効力を発生したら、ソフトウェア会社は“ソフトウェア輸出契約登記管理センター”にソフト輸出契約にオンライン登記をしなければならない。また、属地原則に基づき、効力を発生したソフトウェア契約正本を持って現地の外経貿（委、局）に行き『ソフトウェア輸出契約登記証明書』をもらう。ソフトウェア輸出企業はソフトウェア輸出契約でソフトウェアの輸出方式を明確しなければならない。“税関通関方式”又は“インターネット伝送方式”。

第六条 各地方外経貿庁（委、局）は担当地区のソフトウェア輸出管理仕事を負う。ソフトウェア企業が提出されたソフトウェア輸出契約正本に基づき、其のソフトウェア輸出契約のオンライン登記の真実性を確認し、問題がなければ企業に『ソフトウェア輸出契約登記証明書』を発行する。中央管理の企業、外経貿部が属地原則に基づき各地外経貿庁（委、局）に委託して、其のソフトウェア輸出契約のオンライン登記の真実性を確認し、且つ問題がなければ企業に『ソフトウェア輸出契約登記証明書』を発行する。

第七条 “税関通関方式”ソフトウェア輸出の管理

- (一) 媒介物を通じ、しかも、通関方式を採用して輸出するソフトウェア企業は税関にソフトウェアの通関手続きを行うときに、『ソフト輸出契約登記証明書』、効力を発生した『ソフトウェア輸出契約』（正本）及び外貨管理局が発生した『輸出代金受け取り確認書』を提示しなければならない。税関は税関法律、法規、規定などに基づき相応な通関手続きを行う。
- (二) ソフトウェア輸出企業が代金の送金を受け取ってから、外貨指定銀行は『輸出代金受け取り確認管理弁法実施細則』の要求に基づき、企業に「輸出代金受け取り確認

専用票」を発行する。

- (三) ソフトウェア輸出企業は、『ソフト輸出契約登録証明書』、『ソフトウェア輸出契約書』(正本)、『輸出通関申告書』、『輸出代金受け取り確認票』、『輸出代金受け取り確認専用票』、領収書などを持って外貨管理局に行き輸出代金受け取り確認手続を行なう。外貨管理局は「ソフトウェア輸出契約登録管理センター」にて確認し、問題がなければ、輸出代金受け取り確認手続を行い、且つ「輸出代金受け取り確認票税金返還専用票」を発行する。
- (四) ソフトウェア輸出企業は、『ソフト輸出契約登録証明書』、『ソフトウェア輸出契約書』(正本)、『輸出通関申告書』、『輸出代金受け取り確認票』、『輸出代金受け取り確認専用票』、『輸出代金受け取り確認票税金返還専用票』及び増殖税領収書、納税領収書などを持って税務局に行き輸出税金返還手続を申請する。税務局は「ソフトウェア輸出契約登録管理センター」にて確認し、問題がなければ、輸出税金返還手続を行なう。

第八条 “インターネット伝送方式” のソフトウェア輸出の管理

- (一) インターネット伝送方式で輸出する場合、ソフトウェア企業は代金を受け取った後、「ソフトウェア輸出契約登録証明書」及び効力を発生した「ソフトウェア輸出契約書」(正本)を持って直接に外貨指定銀行に行き代金の受け取り手続をする。
- (二) 銀行は“ソフトウェア輸出契約登記管理センター”で『ソフトウェア輸出契約』の登記有効性、ソフトウェアの輸出方式について確認し、問題がなければ、為替決済又は記帳手続をし、『ソフトウェア輸出代金受け取った証明書』を発行する。

第九条 国家制限される輸出技術メニュー、国家秘密技術メニューに属するソフトウェア技術及び製品の輸出は、《輸出制限技術管理弁法》及び《国家秘密技術輸出審査規定》に従い執行する。

第十条 ソフトウェア輸出統計は、ソフトウェア企業が自営輸出経営権統計、ソフトウェア輸出契約統計、税関通関方式のソフトウェア輸出統計、インターネット伝送する方式のソフト輸出統計、ソフトウェア輸出の代金受け取りの統計を含む。外経貿部、情報産業部、税関総署、国家外貨管理局は各自業務範囲の統計業務を負い、且つ統計のデータを全て外経貿部(科技司)にとりまとめる。外経貿部会と国家統計局は上記の統計について総合的にとりまとめ、分析し、且つ定期的に对外公布する。

第十一条 ソフトウェア輸出契約登記管理センター”で登記し、しかも『ソフト輸出契約証明書』をもらった企業は、国家のソフトウェア輸出政策を享受する。

第十二条 ソフトウェア契約書を偽造、水増しの報告をし、及び関係する規定に違反したソフトウェア企業に対し、事実が確認されたら、警告、一時停止乃至自営輸出経営資格の取り消しの処罰を受ける。法律を犯したものに対し、司法機関は法律に基づき処理する。

第十三条 本弁法は《ソフトウェア輸出に関する問題の通知》([2000]外経貿技発第 680 号) と同時に執行する。本弁法に一致しない条項があれば、本弁法に従って執行する。

注記：

中国内において本《ソフトウェア輸出管理及び統計弁法》の法的効力を有する正式な文書は中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来るが、中国内において法的効力をもつ正式な文書ではありません。